

# 省エネルギー基準について

## 省エネルギー基準の地域区分

次世代省エネルギー基準の地域区分

都道府県名	地域区分 ①	②に該当しない(例外的)地域区分と該当市町村名	
		例外区分	該当市町村名
北海道	I	II	函館市(旧函館市に限る)、松前町、福島町、知内町、木古内町、八雲町(旧熊石町に限る)、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、せたな町(旧瀬棚町を除く)、島牧村、寿都町
青森県	II	I	十和田市(旧十和田湖町に限る)、七戸町(旧七戸町に限る)、田子町
		III	青森市(旧青森市に限る)、深浦町
岩手県	II	I	久慈市(旧山形村に限る)、八幡平市、葛巻町、岩手町、西和賀町
		III	宮古市(旧新里村を除く)、大船渡市、一関市(旧一関市、旧花泉町、旧大東町に限る)、陸前高田市、釜石市、平泉町
秋田県	II	III	秋田市(旧河辺町を除く)、能代市(旧能代市に限る)、男鹿市、由利本荘市(旧東由利町を除く)、湯上市、にかほ市、三種町(旧琴丘町を除く)、八峰町、大湯村
宮城県	III	II	栗原市(旧栗駒町、旧一迫町、旧鶯沢町、旧花山村に限る)
山形県	III	II	米沢市、鶴岡市(旧朝日村に限る)、新庄市、寒河江市、長井市、尾花沢市、南陽市、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町
福島県	III	II	会津若松市(旧河東町に限る)、白河市(旧大信村に限る)、須賀川市(旧長沼町に限る)、喜多方市(旧塩川町を除く)、田村市(旧都路村を除く)、大玉村、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、三島町、金山町、昭和村、矢吹町、平田村、小野町、川内村、飯館村
		IV	いわき市、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町
栃木県	III	II	日光市(旧今市市を除く)、那須塩原市(旧塩原町に限る)
		IV	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、さくら市(旧氏家町に限る)、那須烏山市、下野市、上三川町、西方町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、大平町、藤岡町、岩舟町、都賀町、高根沢町
新潟県	III	II	十日町市(旧中里村に限る)、魚沼市(旧入広瀬村に限る)、津南町
		IV	新潟市、長岡市(旧中之島町、旧三島町、旧与板町、旧和島村、旧寺泊町に限る)、三条市(旧下田村を除く)、柏崎市(旧高柳町を除く)、新発田市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、上越市(旧上越市、旧柿崎町、旧大潟町、旧頸城村、旧吉川町、旧三和村、旧名立町に限る)、阿賀野市(旧京ヶ瀬村、旧笹神村に限る)、佐渡市、胎内市、聖籠町、弥彦村、出雲崎町、刈羽村、粟島浦村
長野県	III	II	長野市(旧長野市、旧大岡村を除く)、松本市(旧松本市、旧四賀村を除く)、上田市(旧真田町、旧武石村に限る)、須坂市、小諸市、伊那市(旧長谷村を除く)、駒ヶ根市、中野市(旧中野市に限る)、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市(旧更埴市に限る)、東御市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、長和村、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、南箕輪村、宮田村、阿智村(旧浪合村に限る)、平谷村、下條村、上松町、木祖村、木曾町、波田町、山形村、朝日村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、飯綱町
		IV	清内路村、大鹿村
山梨県	IV	II	富士吉田市、北杜市(旧小淵沢町に限る)、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖(旧河口湖町に限る)
		III	甲府市(旧上九一色村に限る)、都留市、山梨市(旧三富村に限る)、北杜市(旧明野村、旧小淵沢町を除く)、鳴沢村、富士河口湖町(旧河口湖町を除く)、小菅村、丹波山村、笛吹市(旧芦川村に限る)
茨城県	IV	III	土浦市(旧新治村に限る)、石岡市、常陸大宮市(旧美和村に限る)、笠間市(旧岩間町に限る)、筑西市(旧関城町を除く)、かすみがうら市(旧千代田町に限る)、桜川市、小美玉市(旧玉里村を除く)、大子町
		V	神栖市(旧波崎町に限る)
群馬県	IV	II	沼田市(旧沼田市を除く)、長野原町、嬬恋村、草津町、六合村、片品村、川場村、みなかみ町(旧水上町に限る)
		III	高崎市(旧倉渕村に限る)、桐生市(旧黒保根村に限る)、沼田市(旧沼田市に限る)、渋川市(旧赤城村、旧小野上村に限る)、安中市(旧松井田町に限る)、みどり市(旧東村(勢多郡)に限る)、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、中之条町、高山村、東吾妻町、昭和村、みなかみ町(旧水上町を除く)
埼玉県	IV	III	秩父市(旧大滝村に限る)、小鹿野町(旧両神村に限る)
千葉県	IV	V	銚子市
東京都	IV	III	奥多摩町
		V	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
神奈川県	IV	—	
富山県	IV	III	富山市(旧大沢野町、旧大山村、旧細入村に限る)、黒部市(旧宇奈月町に限る)、南砺市(旧平村、旧上平村、旧利賀村に限る)、上市町、立山町
石川県	IV	III	白山市(旧吉野谷村、旧尾口村、旧白峰村に限る)
福井県	IV	III	大野市(旧和泉村に限る)
岐阜県	IV	II	高山市、飛騨市(旧古川町、旧河合村に限る)、白川村
		III	中津川市(旧中津川市、旧長野県木曾郡山口村を除く)、恵那市(旧串原村、旧上矢作町に限る)、飛騨市(旧宮川村、旧神岡町に限る)、郡上市(旧美並村を除く)、下呂市(旧金山町を除く)、東白川村

□ I・II地域 □ III地域 □ IV・V地域 ※同一都道府県であっても複数の地域区分が混在しますのでご注意ください。

都道府県名	地域区分 ④	⑤に該当しない(例外的)地域区分と該当市町村名	
		例外区分	該当市町村名
静岡県	Ⅳ	Ⅴ	熱海市、下田市、御前崎市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町(旧西伊豆町に限る)
愛知県	Ⅳ	Ⅲ	豊田市(旧稲武町に限る)
三重県	Ⅳ	Ⅴ	尾鷲市、熊野市(旧熊野市に限る)、御浜町、紀宝町
滋賀県	Ⅳ	—	
京都府	Ⅳ	—	
大阪府	Ⅳ	—	
兵庫県	Ⅳ	Ⅲ	養父市(旧関宮町に限る)、香美町(旧香住町を除く)
奈良県	Ⅳ	Ⅲ	奈良市(旧都祁村に限る)、五條市(旧大塔村に限る)、生駒市、宇陀市(旧室生村に限る)、平群町、野迫川村
和歌山県	Ⅳ	Ⅲ	かつらぎ町(旧花園村に限る)、高野町
		Ⅴ	御坊市、新宮市(旧新宮市に限る)、広川町、美浜町、日高町、由良町、白浜町、すさみ町、串本町、那智勝浦町、太地町、古座川町
鳥取県	Ⅳ	Ⅲ	倉吉市(旧関金町に限る)、若桜町、日南町、日野町、江府町
島根県	Ⅳ	Ⅲ	奥出雲町、飯南町、美郷村(旧大和村に限る)、邑南町(旧石見町を除く)
岡山県	Ⅳ	Ⅲ	津山市(旧阿波村に限る)、高梁市(旧備中町に限る)、新見市、真庭市(旧落合町、旧久世町を除く)、新庄村、鏡野町(旧鏡野町を除く)
広島県	Ⅳ	Ⅲ	府中市(旧上下町に限る)、三次市(旧三次市、旧三和町を除く)、庄原市、廿日市市(旧佐伯町、旧吉和村に限る)、安芸高田市(旧八千代町、旧美土里町、旧高宮町に限る)、安芸太田町(旧加計町を除く)、北広島町(旧豊平町を除く)、世羅町(旧世羅西町を除く)、神石高原町
山口県	Ⅳ	Ⅴ	下関市(旧下関市に限る)
徳島県	Ⅳ	Ⅲ	三好市(旧東祖谷山村に限る)
		Ⅴ	牟岐町、美波町、海陽町
香川県	Ⅳ	—	
愛媛県	Ⅳ	Ⅴ	宇和島市(旧津島町に限る)、伊方町(旧伊方町を除く)、愛南町
高知県	Ⅳ	Ⅲ	いの町(旧本川村に限る)
		Ⅴ	高知市(旧高知市・旧春野町に限る)、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、香南市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、いの町(旧伊野町に限る)、大月町、三原村、黒潮町(旧大方町に限る)
福岡県	Ⅳ	Ⅴ	福岡市：博多区、中央区、南区、城南区
佐賀県	Ⅳ	—	
長崎県	Ⅳ	Ⅴ	長崎市、佐世保市、島原市(旧島原市に限る)、平戸市、五島市、西海市、南島原市(旧加津佐町を除く)、長与町、時津町、小値賀町、江迎町、鹿町町、佐々町、新上五島町
熊本県	Ⅳ	Ⅴ	八代市(旧八代市、旧千丁町、旧鏡町に限る)、水俣市、上天草市(旧松島町を除く)、宇城市(旧三角町に限る)、天草市(旧有明町、旧五和町を除く)、芦北町、津奈木町
大分県	Ⅳ	Ⅴ	佐伯市(旧佐伯市、旧鶴見町、旧米水津村、旧蒲江町に限る)
宮崎県	Ⅴ	Ⅳ	都城市(旧山之口町、旧高城町を除く)、延岡市(旧北方町に限る)、小林市、えびの市、高原町、西米良村、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
鹿児島県	Ⅴ	Ⅳ	伊佐市、曾於市、霧島市(旧横川町、旧牧園町、旧霧島町に限る)、さつま町、湧水町

※この表に掲げる区域は、平成21年4月1日における行政区画によって表示されたものとする。ただし、( )内に記載する区域は、平成13年8月1日における旧行政区画によって表示されたものとする。